

滋賀県産業廃棄物税に係る答申案について

知事から滋賀県税制審議会への諮問 (令和5年1月13日)

滋 税 第 4 号
令和5年(2023年)1月13日

滋賀県税制審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県産業廃棄物税について (諮問)

滋賀県産業廃棄物税条例(平成15年滋賀県条例第6号)については、同条例付則第3項の規定により、滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(平成31年滋賀県条例第19号)の施行後5年を目途として、滋賀県産業廃棄物税条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、同条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしておりますので、滋賀県産業廃棄物税について、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

- (1) 滋賀県産業廃棄物税の評価について
- (2) 滋賀県産業廃棄物税の用途について
- (3) 滋賀県産業廃棄物税の課税方式および税率について

前 文

滋賀県産業廃棄物税について（答申）

令和5年(2023年)1月13日付け滋税第4号で当審議会に諮問された滋賀県産業廃棄物税について、下記のとおり答申します。

記

1 滋賀県産業廃棄物税の評価について

滋賀県産業廃棄物税（以下「本税」という。）は、滋賀県が資源循環型の社会づくりに向け、産業廃棄物の発生抑制や資源化の取組を推進するため、平成16年(2004年)1月から導入した法定外目的税である。

本税を評価する一つの手法としては、本税導入により、滋賀県内で発生する産業廃棄物の排出量に対して、どの程度の削減（発生抑制）効果があったのかを測定することが考えられる。

産業廃棄物の排出量は、技術進歩や経済の動向、産業廃棄物に係る規制の変化といった社会情勢の変化に影響されるものの、滋賀県内では、本税導入直後に排出量が減少していること、また県内総生産額あたりの排出量についても逡減してきていることなどを鑑みると、本税導入による削減効果が一定認められる。

なお、効果測定に関しては、社会情勢の変化も考慮すべきということを踏まえると、今後は、滋賀県が廃棄物処理、資源循環の施策を総合的に推進するために策定している滋賀県廃棄物処理計画に定める目標値と実績値を比較して評価を行うことも考えられる。

2 用途について

本税の税収は、産業廃棄物の発生抑制、再生利用の促進、適正処理の推進等を図る施策等の財源として主に事業者向け補助金やリサイクル製品認定制度、県研究機関による研究事業、資源化情報等提供事業、不法投棄防止対策事業等に活用されてきた。

しかし、例えば再生利用の促進に関しては、リサイクル認定製品の製品数は減少傾向にあり、商品バリエーションも増えていない等、事業の実施状況には課題も見受けられる。

こうした点を踏まえ、現在の用途事業を整理するなど、効果的な税収活用に向けて、改めて検討していくことが必要ではないか。

具体的には、再生利用のさらなる促進のための事業内容の検討、業種別の排出量・最終処分量の多寡を踏まえた事業の重点化、また、本税の賦課徴収事務のデジタル化による事務の省力化についての税収活用等が考えられる。

また、本税の税収を活用し、引き続き、事業を効果的に実施するにあたり、補助による事業支援に際しては、支援による成果等を明確にし、より適正に評価を実施されたい。

加えて、今後の用途事業を検討する際には、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すサーキュラーエコノミーの視点を取り入れていくべきである。

3 課税方式について

(1) 課税方式について

滋賀県が採用する申告納付方式では、産業廃棄物の排出事業者自らが排出量をモニタリングし、税額を算定しなければならない。

この一連の納税プロセスにより、排出事業者が必然的に産業廃棄物に目を向け、その管理の主体であることを意識づけること、また、納税行為を通じて、本税が経営面で、明らかな負担として認識されることなど、環境政策上において、原理的な優位性がある。これは滋賀県の本税の導入趣旨である「排出者責任の明確化」という理念とも整合するものである。

しかし、申告納付方式は、賦課徴収の対象となる排出事業者が多く、産業廃棄物の流通経路等の実態捕捉も容易でないことから、賦課徴収に係る事務作業や不申告・不正確な申告などに対する税務調査に要する時間・経費等（以下「徴税コスト」という。）が多大であるという課題がある。

また、多くの自治体で採用されている特別徴収方式については、産業廃棄物の最終処分段階において税額を算定、徴収するものであり、産業廃棄物の排出事業者自らは申告せず、免税点の設定や、他自治体との二重課税を避けるための調整が不要となることから、申告納付方式と比べて徴税コストを抑えられること、免税点もなく税収の安定化を図ることが可能である。

しかし、特別徴収方式は、排出事業者の納税行為に対する意識が希薄になること、税負担相当額が排出事業者に対して適正に価格転嫁されているかなどの課題がある。

3 課税方式について

こうした課税方式による違いがある中、滋賀県の排出量の推移は、特別徴収方式を採用している自治体と比べて一見して顕著に減少しているわけではないこと、本税導入時よりも環境意識や理解が高まっていること、また、県内唯一の管理型最終処分場であるクリーンセンター滋賀の受入れ終了に伴う税収の減少が見込まれることなどから、税収確保の観点も踏まえ、滋賀県にふさわしい課税方式について検討すべきである。

その検討の手法としては、課税方式の違いが産業廃棄物の発生抑制に与える影響や効果等について、統計学的な手法を用い、客観的に分析、評価すること、また、排出事業者に対する税負担相当額の適正な価格転嫁等に関する実現性の調査等に関して、現在の申告納付方式の改善を図りながら、一定の時間をかけて丁寧に実施していくことが考えられる。

併せて、課税方式の検討にあたっては、産業廃棄物のさらなる発生抑制を図る観点から、課税免除措置を講じている再生施設搬入に対する負担のあり方や既述のサーキュラーエコノミーとの関連、整合性等についても議論し、検討を行うべきである。

3 課税方式について

(2) 免税点について

税制度において、一定規模以下のものを課税対象外（免税）とする措置は、税を用いた環境政策上も普遍的に講じられているものである。

滋賀県の申告納付方式では、徴税コストや県内企業の育成等を考慮し、排出量の概ね6割が課税対象（課税割合）となるように免税点が設定されている。

申告納付方式では、徴税コストの面で免税点の設定が必要であるが、課税方式の検討においては、産業廃棄物の発生抑制効果を考慮するとともに、税負担の公平性等の観点も踏まえ、産業廃棄物の排出量だけではなく、排出事業者の数を考慮した免税点の引下げ（課税割合の引上げ）や、免税点以下の事業者への規制の検討など、新たなルールづくりも考えられる。

また、本税導入時の免税点設定における「地場産業・中小企業の育成」という観点については、導入から相当年数が経過する中で、引き続き、堅持すべきかどうかについても、改めて確認する必要がある。

4 税率について

産業廃棄物の発生抑制効果は、課税方式のほか、税率（税額）によっても大きく左右される。近年の産業廃棄物の排出量の推移や、処分料金全体に占める本税の割合を鑑みると、現行税率では、さらなる発生抑制効果を期待することが困難と考えられることから、環境政策上の効果を見込める税率水準を検証する必要がある。

産業廃棄物税を導入している自治体の税率は、原則として、排出量1トンあたり1,000円で、同水準であることから、滋賀県だけで税率を変更するのではなく、産業廃棄物税を導入している近隣自治体への働きかけなど、広域的な税率調整という視点に立って、長期的な観点から取り組むことなどが考えられる。